



厚生労働省
広島労働局発表
令和2年10月30日

広島労働局労働基準部賃金室
室長 狭間英樹
賃金指導官 坂本典枝
(電話) 082(221)9244

令和2年度広島県特定(産業別)最低賃金(7件)は、 時間額 1円 ~ 2円の引上げ ~ 広島地方最低賃金審議会が答申 ~

広島地方最低賃金審議会(会長 みつい まさのぶ 三井 正信(広島大学大学院教授))は、広島労働局長(なかやま あきひろ 中山 明広)から、「広島県特定(産業別)最低賃金の改正決定について」の諮問を受けた7種類の特定(産業別)最低賃金について、調査審議を重ねた結果、本日、現行の広島県特定(産業別)最低賃金を、別表のとおり改定することが適当であるとする内容の答申を広島労働局長に行いました。

広島県特定(産業別)最低賃金は、労働条件の向上又は事業の公正競争確保を目的に、特定の産業の関係労使が、広島県最低賃金よりも高い最低賃金を求める旨の申出を広島労働局長に行い、これを受けて広島労働局長が、広島地方最低賃金審議会に諮問し、改正を決定することができるものです。本日の答申は、今年度に改正の申出があった8件の広島県特定(産業別)最低賃金のうち、広島県各種商品小売業最低賃金を除く7件について、現行の最低賃金額から、各々1円~2円引き上げることが適当であるとする内容となっています。

広島労働局長は、この答申を受け、異議申出(期限11月16日)に関する手続や審議等を経て、広島県特定(産業別)最低賃金を改正決定することとしています。

これにより改定される広島県特定(産業別)最低賃金の発効日は、12月31日を予定しています。

令和2年度広島県特定（産業別）最低賃金改定状況

件名	現行の 最低賃金額 (時間額)	答申された 最低賃金額 (時間額)	引上額	引上率
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、 可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	969 円	970 円	1 円	0.10%
広島県建設用・建築用金属製品、 その他の金属製品製造業最低賃金	922 円	923 円	1 円	0.11%
広島県はん用機械器具、 生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金	934 円	935 円	1 円	0.11%
広島県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	895 円	897 円	2 円	0.22%
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	914 円	915 円	1 円	0.11%
広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業 最低賃金	956 円	957 円	1 円	0.10%
広島県各種商品小売業最低賃金	878 円	改定なし（ ）		
広島県自動車小売業最低賃金	912 円	913 円	1 円	0.11%

本年度は金額改正がありませんでした。